

令和7年度
企業年金連合会事業計画書

目次

| | |
|--|---|
| I. 企業年金ナショナルセンター事業 | 1 |
| 【1】企業年金制度の拡充を目指した政策提言活動 | 1 |
| 【2】会員支援サービス | 1 |
| 1. 相談・助言事業 | |
| 2. 会員向け役職員研修 | |
| 3. 会員への情報提供 | |
| 4. 会員向けホームページの開設・運営サービスの実施 | |
| 5. 会員の維持及び新規会員加入のための取り組みの推進 | |
| 【3】私的年金制度普及事業 | 4 |
| 1. 私的年金制度の普及促進 | |
| 2. アセットオーナー・プリンシプル受入れ促進や企業年金制度の普及促進のための 広報の実施、シンポジウムの開催 | |
| 3. 企業年金スチュワードシップ推進協議会による協働モニタリングの実施 | |
| 4. 資産運用に関する研修を通じた人材育成支援 | |
| 5. 確定拠出年金の加入者等を対象とした投資教育事業の実施 | |
| 6. 企業年金プラットフォーム事業の円滑な実施 | |
| 7. 私的年金制度に関する調査及び研究 | |
| II. 年金通算センター事業 | 5 |
| 1. 年金通算センター事業の円滑な運営 | |
| 2. 年金通算センター事業に係る申請等のオンライン化の推進 | |
| 3. 中途脱退者等に係る記録の整備 | |
| 4. 裁定請求書未提出者対策の実施 | |
| 5. 年金給付等に係る数理業務の実施 | |
| 6. 通算企業年金の広報等を通じた年金原資の移換促進 | |
| III. 年金資産の効率的な管理・運用 | 7 |
| 1. 運用の基本方針に基づく効率的な資産運用とリスク管理 | |
| 2. 効率的なマネジャー・ストラクチャーの構築 | |
| 3. スチュワードシップ活動の充実 | |
| IV. その他の事業等 | 7 |
| 1. 共同運用事業の実施と関係者への周知並びに選択肢の拡大等に向けた取り組み | |
| V. 適正な事業運営 | 7 |
| 1. 監事・監査法人による監査及び業務監査の実施 | |
| 2. 人材育成 | |
| 3. ISMS 及び BCMS の継続的实施 | |
| 4. 連合会ネットワークのセキュリティ対策の継続的实施 | |
| 5. 地方協議会等の運営支援 | |

I. 企業年金ナショナルセンター事業

【1】企業年金制度の拡充を目指した政策提言活動

- (1) 社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、引き続き検討課題となった事項に関する議論を行う際に、制度の改善に係る意見を表明するなど、積極的に政策提言を行う。
- (2) 企業年金の制度別・設立形態別のニーズを踏まえ、改善事項について常設委員会における調査審議を行うとともに、企業年金制度の普及・発展に資する政策提言活動を積極的に行う。

【2】会員支援サービス

会員ニーズの把握に努め、引き続き、会員支援サービスの充実に努める。

1. 相談・助言事業

(1) 制度運営等に関する相談・助言

確定給付型企业年金の年金実務全般や年金財政、コンプライアンス、資産運用に関する課題、企業型確定拠出年金の制度運営に関する相談、照会に対し、電話や Eメール、来訪、訪問等により、きめ細やかに応答、助言を行う。

(2) 年金 Q&A 等の掲載

「年金 Q&A」、「用語集」、「相談事例集」及び制度運営に役立つ各マニュアルをホームページに掲載し、適時更新する。

(3) 総合型企业年金への支援

中小企業の受け皿となる総合型の企業年金に対し、常設委員会での調査審議や研修、意見交換会の開催及びアンケート調査の実施などにより、総合型企业年金の要望等を踏まえつつ、事業運営の一助となるよう支援する。

(4) 規約型 DB 意見交換会の開催

規約型確定給付企業年金の事業運営上の課題や企業年金に係る人事・労務に係る諸問題等について、規約型確定給付企業年金の担当者による意見交換会を Web 会議により開催する。

(5) 企業型 DC 意見交換会の開催

企業型確定拠出年金を健全に運営するための体制の整備や継続投資教育の実施に係る諸課題等について、企業型確定拠出年金の担当者による意見交換会を Web 会議により開催する。

(6) eラーニングの実施

会員のニーズ等を踏まえ、実務担当者向けの解説や時事の相談事例等をコンテンツとした eラーニングの新規リリースを進める。

2. 会員向け役職員研修

(1) 研修事業の実施

会員のニーズを踏まえ、研修カリキュラムの見直しを行うとともに、会員の関心の高いテーマを取り上げた研修事業を実施する。また、原則、対面研修と動画配信研修の選択を可能とし、受講機会の多様化ニーズに対応する。

【実施計画】

| | |
|--------|--------------|
| 対面研修 | 30 講座 (44 回) |
| 動画配信研修 | 32 講座 |
| ライブ配信 | 3 講座 (3 回) |

(注) 企業年金管理士 (確定拠出年金) 更新研修を除く

(2) 既存研修の再編・増設

① 業務マニュアル作成研修 (スポット研修・対面のみ) の再編・増設

令和6年度に新設し、最も受講者数が多い研修となったことから、令和7年度は、実際の業務に反映させる際の留意点等をカリキュラムに加え、より実践的な内容とし、半日から1日研修に再編する。実施回数についても2回に増設し、東京・大阪の2か所で開催する。

② 情報交換会の増設

会員相互間の交流を深めるため、令和6年度に常務理事・運営責任者セミナーで実施した情報交換会について、高い評価となったことから、令和7年度は全ての役職員セミナー (理事長、常務理事、事務長、中堅職員) において実施する。

3. 会員への情報提供

(1) 企業年金セミナー等の開催

企業年金制度の振興と会員への情報提供の充実を図るため、企業年金に関する法律改正事項の説明やその他企業年金に関する最新動向など、会員の関心が高いテーマを取り上げたセミナー等をハイブリッド形式(対面・オンライン)により開催する。

(2) 企業年金の実態に関する統計調査の実施

会員等に対し、確定給付型企业年金の資産運用及び財政・事業運営並びに確定拠出年金に関する実態調査等を実施し、調査結果を提供する。

(3) 「企業年金に関する基礎資料」の発行

企業年金制度全般から公的年金制度や海外の年金制度に至るまで、各制度の解説及び豊富な統計データを集約した「企業年金に関する基礎資料」を発行する。

(4) 企業年金に関する最新情報の提供

① 月刊「企業年金」の発行

企業年金制度の最新動向及び会員・連合会の活動状況等、会員等にとって身近でタイムリーな内容を取り上げた月刊「企業年金」(年10回)を発行する。

また、より活用していただくため、電子版をホームページに掲載する。

② メールマガジンの発行

会員向けの「企業年金ニュースレター」(原則週2回発行)及び「DC FILE」(隔月発行)について、必要な情報をわかりやすくタイムリーに提供する。

③ スチュワードシップ活動に関する情報の提供

企業年金のスチュワードシップ活動に寄与するため、有益な資料や統計についてホームページに掲載する。

4. 会員向けホームページの開設・運営サービスの実施

会員の情報開示・発信の手段として、ホームページ開設・運営サービスを実施する。

また、会員のニーズを踏まえ、モバイル端末用レイアウト表示や災害時伝言板対応などの機能改修を行うとともに、サービス利用の拡大を図るための勧奨活動を実施する。

5. 会員の維持及び新規会員加入のための取り組みの推進

会員への訪問や電話、企業年金セミナー等の開催による情報提供活動を実施するとともに、会員ニーズの把握に努めることにより、既存会員の維持を図る。また、令和5年度から開始した会員支援サービスのトライアル利用について、引き続き取り組みを実施し、新規会員の加入を推進する。

【3】私的年金制度普及事業

私的年金制度の普及に向け、積極的に役割を果たしていく。

1. 私的年金制度の普及促進

私的年金制度の普及促進のため、商工会議所等と連携し、中小企業経営者向けに企業年金導入に向けたセミナーを実施する。また、企業人事・労務担当者等を対象とした東京及び大阪開催の福利厚生 EXPO に出展し、私的年金制度の理解、導入の促進を図る。

2. アセットオーナー・プリンシプル受入れ促進や企業年金制度の普及促進のための広報の実施、シンポジウムの開催

政府が進める資産運用立国における企業年金に対する施策、特にアセットオーナー・プリンシプルについて、全ての企業年金を対象に周知を図るとともに、企業年金制度の普及促進を図るため、広く関係者に訴求可能な全国紙・金融専門雑誌への広告掲載や、シンポジウムを開催する。

3. 企業年金スチュワードシップ推進協議会による協働モニタリングの実施

「企業年金スチュワードシップ推進協議会」の事務局として、運用受託機関によるスチュワードシップ活動の協働モニタリングを実施する。同協議会会員におけるスチュワードシップ活動に必要な情報を集約し、特設 Web サイトを通じて専用システムにより提供を行う。

4. 資産運用に関する研修を通じた人材育成支援

管理運用業務を適正に執行する観点から、適切な資質を持った人材育成に資するよう、全ての企業年金役職員を対象に、無料で動画による資産運用研修講座の配信を実施する。

5. 確定拠出年金の加入者等を対象とした投資教育事業の実施

(1) 企業型確定拠出年金加入者向け投資教育

e ラーニング及びライブ配信セミナーについて、内容の改善を行いながら引き続き実施する。また、投資教育事業の更なる利用促進を図る。

(2) 個人型確定拠出年金（iDeCo）加入者向け投資教育

e ラーニング及びライブ配信セミナーについて、最新動向を加味しながら引き続き実施する。また、国民年金基金連合会や厚生労働省等の関係団体と連携し更なる利用促進を図る。

6. 企業年金プラットフォーム事業の円滑な実施

企業型確定拠出年金を実施する事業主及び確定給付企業年金等を実施する事業主・基金と国民年金基金連合会との情報連携を行うための企業年金プラットフォーム事業を円滑に実施する。

7. 私的年金制度に関する調査及び研究

我が国の私的年金制度の普及振興に資するため、国内外の年金制度等の実態や海外主要国の年金改革の動向を調査する。

II. 年金通算センター事業

1. 年金通算センター事業の円滑な運営

(1) 年金受給者への確実な年金支給

- ① 適正に管理された記録に基づいた年金の裁定及び支払事務を行うとともに、事務の効率化を図り、確実な年金支給を推進する。
- ② 日本年金機構との情報連携の一層の強化を図り、受給者サービスの向上を図る。

(2) 年金受給者のマイナンバー（個人番号）対応

新規に連合会の年金受給者になられる方のマイナンバーの収集・管理を行うとともに、源泉徴収事務を適正に実施する。

(3) 法律改正等の対応と的確なシステム開発

法律改正・制度改正等に対応する事務スキームの検討、構築やそれらを踏まえた的確なシステム開発を実施する。また、業務の正確性向上・効率化等を図るためのシステム開発を実施する。

(4) 確定給付企業年金等からの記録の確実な承継

確定給付企業年金等から移換される中途脱退者等の記録を確実に承継する。

2. 年金通算センター事業に係る申請等のオンライン化の推進

裁定請求、住所変更届等の手続きのオンライン申請に係るシステムを開発し、オンライン化の実施に向けた事務処理体制の整備等を進める。

3. 中途脱退者等に係る記録の整備

中途脱退者に係る基礎年金番号の訂正処理等の記録整備を推進する。

4. 裁定請求書未提出者対策の実施

(1) 裁定請求書不達者及び請求保留者の対策を継続的に実施

裁定請求書不達者に対しては、日本年金機構や地方公共団体情報システム機構（J-LIS）などからの送付先住所取得に努めるとともに、請求保留者に対しては、年金額案内書の送付対象者を拡大するなど、未提出者解消に向けた様々な対策を実施する。

(2) 裁定請求書未提出者に対する広報活動を効果的に実施

連合会高齢年金の請求を呼びかけるための広報チラシを、年金事務所および街角の年金相談センター等へ設置する。

5. 年金給付等に係る数理業務の実施

(1) 連合会の年金給付及び一時金給付に係る数理業務を実施

連合会年金経理における責任準備金の算定や将来のキャッシュフロー推計等を実施する。

(2) 通算企業年金の予定利率等の継続的な検証を実施

確定給付企業年金経理の安定的な財政運営を行うため、通算企業年金の予定利率等の継続的な検証を実施する。

6. 通算企業年金の広報等を通じた年金原資の移換促進

通算企業年金等に関する広報用動画及び特設ページを案内するための広報用チラシ等を引き続き企業年金関係者に配布し、中途退職者に当該コンテンツを利用していただくことで、企業年金連合会及び通算企業年金の認知度向上を図り、通算企業年金への移換を促進するとともに、離転職者への退職時説明を行う企業年金関係者の事務負担の軽減を図る。

Ⅲ. 年金資産の効率的な管理・運用

1. 運用の基本方針に基づく効率的な資産運用とリスク管理

徹底したリスク管理のもと、中長期的に必要なリターンの達成と運用の効率性向上のための取り組みを行う。

業務効率化及び情報開示充実のための取り組みを継続する。

2. 効率的なマネジャー・ストラクチャーの構築

各資産クラスの運用委託先のモニタリング及び評価等に基づき、効率性及びアルファ獲得の観点から必要に応じて見直しを実施する。

効率的なマネジャー・ストラクチャーの構築とアルファ向上を図るため、運用機関のリサーチ及びモニタリング活動を継続する。

3. スチュワードシップ活動の充実

責任ある機関投資家として、スチュワードシップ活動への取り組みを継続する。

Ⅳ. その他の事業等

1. 共同運用事業の実施と関係者への周知並びに選択肢の拡大等に向けた取り組み

企業年金からの拠出金を合算して運用を行う共同運用事業を円滑に実施するとともに、事業内容及び事業状況の開示を進め事業の理解と周知を図る。

選択肢の拡大を含めて、共同運用事業の発展等に取り組む。

Ⅴ. 適正な事業運営

1. 監事・監査法人による監査及び業務監査の実施

(1) 財務諸表等に関する監事及び監査法人による会計監査を実施する。

(2) 職員のコンプライアンス意識の向上を図り、コンプライアンスを実践するとともに、各部門での業務監査を通じて、事故・不適切事項の発生防止及び業務改善・問題解決を支援し、適切な業務遂行を促進する。

(3) 調達原則として一般競争入札に付するものとし、調達委員会による契約審査及びコンプライアンス・業務監査室による監査を実施し、調達契約を適正化し、経費の削減を促進する。

2. 人財育成

教育訓練基本方針に基づき、職員の専門性を高める観点から、職員研修を実施し、人財の一層の育成を図る。

3. ISMS 及び BCMS の継続的实施

(1) 情報資産のリスクアセスメントなどに基づく ISMS にかかわるマネジメントサイクル (PDCA サイクル) を継続的・自律的に機能させるため、外部監査の結果や自ら発見した課題等を主体的に管理していくとともに、能動的に横展開する運用を確実に行う。

政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準等の動向や情報セキュリティリスクの評価結果を踏まえ、速やかに実効性のあるガイドの改正等を行う。

(2) 地震や火災などの災害発生時に、年金給付などの重要業務を確実に継続するため、事業継続計画に基づく事業継続マネジメントシステム (BCMS) を継続的に実施する。

4. 連合会ネットワークのセキュリティ対策の継続的实施

情報セキュリティインシデントへ即応するための連合会 CSIRT を活用した訓練を行っていくとともに情報セキュリティ対策に必要な体制の確保とインシデント対応の迅速化を引き続き図っていく。

5. 地方協議会等の運営支援

(1) 講師派遣等

地方協議会等が主催する研修会等に連合会役職員を講師として派遣、Web 参加、情報交換など、開催を支援する。

(2) 地方協議会の事業運営経費の交付

地方協議会の円滑な事業運営 (総会、理事会及び研修会等の開催) に資するため、会費収入の一部を各地方協議会に交付する。

運営理念

企業年金連合会 使命

企業年金連合会は、
企業年金の通算事業と企業年金に対するサービスの提供を通じて、
企業年金の加入者・受給者の福祉を守り、
企業年金に対する理解と評価を高め、
企業年金の発展を図る。

行動憲章

1. 加入者・受給者へのサービス

私たちは、これから年金を受ける方、すでに年金を受けられている方が安心して年金を受けられるよう、親切な対応と正確・迅速な業務の遂行に努めます。

2. 会員へのサービス

私たちは、会員の要望を真摯に受け止め、質の高いサービスを積極的に提供します。

3. 企業年金制度の充実と発展

私たちは、日本の企業年金制度の充実と発展を目指した活動を行います。

4. 資産の安全かつ効率的な管理・運用

私たちは、お預かりした年金資産を安全かつ効率的に管理・運用します。

5. 法規範の順守

私たちは、高い倫理観を持ち、法規範、社会のルールを遵守して行動します。

6. 個人情報の保護

私たちは、個人情報の重要性を常に認識し、安全な管理を徹底します。

7. 職場環境の充実

私たちは、お互いに協力し合い、自由に意見交換の出来る風通しの良い職場環境を作ります。

令和7年度 企業年金連合会事業計画書

企業年金連合会

〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1

芝パークビルB館10階・11階

URL <https://www.pfa.or.jp/>